

佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領

1-1 目的

この要領は、佐賀県が発注する建設工事の競争入札において実施する低入札価格調査制度に関して、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。）第106条第2項に基づき、最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格（以下「低入札調査基準価格」という。）の算出方法その他低入札価格調査の基準を定めるとともに、低入札価格調査制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

1-2 適用の対象

低入札価格調査制度は、競争入札により工事又は製造の請負契約（工事請負費で支出するものに限る。）（以下「工事」という。）を締結しようとするもののうち、総合評価落札方式により請負契約を締結しようとする場合について適用する。

2 低入札調査基準価格の設定基準

(1) 低入札調査基準価格は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とする。

3 運用の事務手続

(1) 起工条件書

収支等命令者（規則第3条の2第1項の規定により事務の再委任を行った場合は、事務の再委任を受けた収支等命令者）は個々の契約ごとに、低入札価格調査制度適用の要否を確認し、低入札価格調査制度を適用する場合は、低入札調査基準価格有と記載する。

(2) 予定価格及び低入札調査基準価格作成調書等

① 「予定価格及び低入札調査基準価格作成調書」の様式については、様式第1号によるものとし、「予定価格調書」の様式については、様式第1号別添様式によるものとする。

② 低入札調査基準価格の欄には予定価格に10分の9.2を乗じて算出した低入札調査基準価格（千円未満の金額は切り捨てる）を記載し、入札書比較低入札調査基準価格の欄については、低入札調査基準価格を100分の110で除して得た額を円単位まで記載するが、1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた価格を記載するものとする。

③ ②により予定価格及び低入札調査基準価格を記載した「予定価格及び低入札調査基準価格作成調書」は「予定価格調書」とともに封筒に入れ封印し、入札を行う際に、当該競争の場所に置くものとする。

※ 低入札価格調査制度対象工事のうち、佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）第2条に定める特定調達契約に係る建設工事（以下「特定調達契約に係る建設工事」という。）及び施工体制確認型総合評価落札方式対象工事以外の建設工事において、7の定めにより作成する「低入札価格調査失格基準価格作成調書」（様式第2号）についても、「予定価格及び低入札調査基準価格作成調書」とともに封筒に入れるものとする。

4 入札参加者への周知

入札執行者は、公告等において次の事項を記載し、入札参加者へ周知するものとし、その明示の方法は、公告、入札参加資格確認通知書については、別紙1により行うものとする。

- (1) 低入札調査基準価格が設定されていること。
- (2) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者（総合評価落札方式の場合は評価値が最も高い者。以下「最低価格入札者（最高評価値者）」という。）であっても必ずしも落札者とならないこと。
- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、佐賀県建設工事低入札価格調査事務処理要領に規定する調査を行い、落札者を決定すること。
- (4) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取に協力すること。
- (5) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する監督・検査の強化及び工事完了後の実績確認等を実施すること。

5 契約締結での条件

低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合は、次の事項を条件とする。

- (1) 佐賀県建設工事請負契約約款（平成9年佐賀県告示第25号。以下「約款」という。）第4条第2項及び第4項に規定する契約保証の額は、通常の場合（請負代金額の10分の1以上）と異なり、請負代金額の10分の3以上となること。なお、契約保証を受けられない場合は失格となるものであること。
- (2) 約款第34条第1項に規定する前金払ができる額は、通常の場合（請負代金額の10分の3（1件の請負代金額が50万円以上の工事（工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）にあっては10分の4）以内）と異なり、請負代金額の10分の2以内となること。また、約款第34条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。
- (3) 約款第44条第2項に規定する瑕疵担保責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から、木造の建物等の建設工事又は設備工事等にあっては通常の場合（1年）と異なり2年、コンクリート造等の建物等の建設工事又は土木工作物等の建設工事等にあっては通常の場合（2年）と異なり4年となること。
- (4) 約款第46条第3項に規定する違約金の額は、通常の場合（請負代金額の10分の1）と異なり、請負代金額の10分の3となること。
- (5) 当該業者が入札日から過去2年以内に県が発注した工事において、以下のいずれかの要件に該当する場合には、約款第10条第1項(2)に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、入札説明書等に明示した入札参加資格要件を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）1名を、専任で現場に配置すること。（低入札調査基準価格を下回って落札した者が、特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が増員配置技術者を配置するものとする。）
 - ① 70点未満の工事成績評定を通知された者
 - ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
 - ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は文書警告を受けた者
 - ④ 自らに起因して工期を7日以上遅延させた者なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、建設業法第26条の3に規定する主任技術者及び監理技術者の職務と同様の職務を行うものとする。

6 入札の執行

- (1) 入札の結果、入札書比較低入札調査基準価格を下回る価格で申込みをした入札者（以下「低入札価格入札者」という。）がある場合は、総合評価落札方式において、低入札価格入

札者でない最高評価値者が落札者となる場合を除き、落札者の決定を一時保留する旨を宣言し、低入札価格調査制度事務処理要領による調査後改めて落札者を決定する旨を入札参加者に告知して、入札を終了する。なお、低入札価格入札者のうち最低価格入札者（最高評価値者）が複数の場合は、くじ引きにより低入札価格調査を行う調査順位を決定するものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札を執行する場合は、前項の落札者の決定を保留する旨の宣言及び落札者は後日決定する旨の告知を電子入札システムによる通知をもって代えることができる。

7 数値的判断による失格基準

特定調達契約に係る建設工事及び施工体制確認型総合評価落札方式対象工事以外の低入札価格調査制度対象工事において低入札価格入札者がある場合は、入札執行者は6(1)により入札を終了後、直ちに低入札価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書及び入札書の金額により、数値的判断による失格基準判定表（様式第3号）を作成するものとし、次に掲げる数値的判断による失格基準（別添2の低入札価格調査等対応マニュアル別紙1の数値的判断による失格判定基準）に該当する場合は、8及び9による調査を行うことなく、10により課（所）内の競争入札参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）を開催し、失格の決定を行うものとする。

数値的判断による失格基準判定表による失格基準の判定にあたっては、起工同時に作成する低入札価格調査失格基準価格作成調書に、入札結果により記載する項目の金額を開札後に記載し、この金額をもとに判定するものとする。なお、低入札価格調査失格基準価格作成調書記載時の端数処理については、当該調書の備考欄記載内容により行うものとする。

(1) 費用毎の失格基準

提出された工事費内訳書の諸経費率が次のいずれかを下回る場合は、契約の内容に適合した履行が行われないものと判断する。

- ① 直接工事費 設計金額の85%
- ② 共通仮設費 設計金額の80%
- ③ 現場管理費 設計金額の70%
- ④ 一般管理費 設計金額の40%

上記①～④の工事内容に応じた適用区分は別紙2のとおりとする。

(2) 工事価格全体の失格基準

次の①及び②のいずれか高い額（ただし、その額が入札書比較低入札調査基準価格を上回る場合は入札書比較低入札調査基準価格）を当該入札で採用する入札書比較失格基準価格とする。なお、入札書比較失格基準価格に100分の110を乗じて得た額を失格基準価格とする。入札価格が当該入札で採用する入札書比較失格基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行が行われないものと判断する。

- ① 直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費相当額に4分の3を乗じて得た額の合算額。なお、特殊工事等については次のア～オの額とする。

ただし、いずれの場合も、その額が予定価格の110分の100で算出する入札書比較価格の10分の9.2を超える場合は入札書比較価格に10分の9.2を乗じた額とし、入札書比較価格の3分の2に満たない場合は入札書比較価格に3分の2を乗じた金額とする。

ア 鋼橋製作工事

入札書比較失格基準価格＝（工事製作原価の純工事費＋工場管理費×3/4）＋（架設工事原価の純工事費＋現場管理費×3/4）

イ 機械設備（水門、ポンプ、ダム、トンネル等の設備）工事

入札書比較失格基準価格＝（製作原価の純製作費＋工場管理費× $3/4$ ）＋（据付工事原価の純工事費＋現場管理費× $3/4$ ＋据付間接費× $3/4$ ）＋設計技術費× $3/4$

ウ 電気通信施設工事

入札書比較失格基準価格＝機器費＋（工事費の純工事費＋現場管理費× $3/4$ ＋技術者間接費× $3/4$ ）

エ 県単工事で諸経費を簡便法により積算する工事

予定価格に10分の8.5を乗じて得た額

オ 基準算式による算定が困難な工事

上記の基準算式による算定が困難なものについては、収支等命令者が入札書比較価格の10分の9.2から3分の2の範囲内で定める額

② 入札価格が低い者から3者（3者に満たない場合は当該数）の入札価格の平均価格に10分の9.5を乗じて得た額。

8 調査書類の提出

(1) 入札執行者は、入札の執行（総合評価落札方式対象工事においては評価値順位の決定）後、速やかに数値的判断による失格基準に該当し失格の決定がなされた者以外のすべての低入札価格入札者に様式第4号により期限を示してメール又はFAXで、(2)に定める書類の提出について通知する。ただし、総合評価落札方式において、低入札価格入札者でない最高評価値者が落札者となる場合、低入札価格入札者への8及び9による調査は実施しない。

また、低入札価格入札者は、都合により(2)に定める書類を提出期限までに提出できない場合は、収支等命令者等に対し、提出できない旨の申し出を書面により行うものとする。

この場合、低入札価格入札者の入札は無効として取扱い、17の規定は適用しないものとする。

調査書類の提出期限は、提出書類の通知日の翌日から起算して5日（佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内とする。

(2) 低入札価格調査書類

低入札価格調査書類は、別添1低入札価格調査制度調査様式作成要領に定める次の様式及び同作成要領に定める各様式の添付書類とする。

① 低入札価格調査報告書（様式（表紙））

② 当該価格で入札した理由（様式1）

③ 入札価格に対応した積算内訳

ア 積算内訳書①（様式2-1）

イ 内訳書に対する明細書②（様式2-2）

ウ 一般管理費等の内訳書（様式2-3）

エ 経費節減額調書（様式3）

オ 下請予定業者等一覧表（様式4）

④ 手持ち工事の状況

ア 配置予定技術者名簿（様式5）

イ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式6-1）

ウ 手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式6-2）

⑤ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（様式7）

⑥ 手持ち資材の状況、資材購入先

ア 手持ち資材の状況（様式8-1）

- イ 資材購入予定先一覧（様式 8－2）
- ⑦ 手持ち機械の状況、下請予定業者の手持ち機械の状況、機械リース元
 - ア 手持ち機械の状況（様式 9－1）
 - イ 下請予定業者の手持ち機械の状況（様式 9－2）
 - ウ 機械リース元一覧（様式 9－3）
- ⑧ 労務者の具体的供給見通し
 - ア 労務者の確保計画（様式 10－1）
 - イ 工種別労務者配置計画（様式 10－2）
- ⑨ 建設副産物の搬出地（様式 11）
- ⑩ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 12）
- ⑪ 品質確保体制
 - ア 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 13－1）
 - イ 品質確保体制（品質管理計画書）（様式 13－2）
 - ウ 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 13－3）
- ⑫ 安全衛生管理体制
 - ア 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 14－1）
 - イ 安全衛生管理体制（点検計画）（様式 14－2）
 - ウ 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式 14－3）
 - エ 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（様式 14－4）
- ⑬ 入札価格に対応した積算内訳関連
 - ア 下請予定業者等との仮契約書（任意様式）
 - イ 下請予定業者等との契約に関する誓約書（様式 15）
 - ウ 施工体制台帳（様式 16－1）
 - エ 施工体系図（様式 16－2）
- ⑭ 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式 17）
- ⑮ 賃金不払い等送検及び建設工事紛争審査会仲裁判断の実績申立書（様式 19）

9 調査の実施

- (1) 入札執行者は、8により調査書類の提出を通知した低入札価格入札者のうち最低価格入札者（最高評価値者）（複数の場合は、調査第1順位者。以下、「調査対象者」という。）に様式第5号によりメール又はFAXで、聞き取り調査の実施日時を通知する。
- (2) 入札執行者は、調査対象者に対し8の提出書類等に基づき、別添2の低入札価格調査等対応マニュアルの調査内容により、次の事項について低入札価格調査を行い、その結果を様式第6号1及び2にまとめる。なお、①所定の調査様式及び添付書類が所定の期限までに整わない場合については、未提出の状況を①に記載するとともに、未提出により確認できない内容等については②以下の各項目に記載する。
 - ① 所定の調査様式及び添付書類の提出状況
 - ② 当該価格で入札した理由
 - ③ 積算内訳（積算内訳、経費節減額、下請予定業者、積算内訳での数値的判断による失格基準該当の有無）
 - ④ 手持ち工事の状況
 - ⑤ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関係
 - ⑥ 手持ち資材の状況、資材購入先
 - ⑦ 手持ち機械の状況、下請予定業者の手持ち機械の状況、機械リース元
 - ⑧ 労務者の具体的供給見通し

- ⑨ 建設副産物の搬出地
 - ⑩ 運搬計画
 - ⑪ 品質確保体制
 - ⑫ 安全衛生管理体制
 - ⑬ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
 - ⑭ 経営内容
- (3) 入札執行者は、上記(2)の項目のほか、次の事項についても調査を行う。
- ⑮ 経営状況 取引金融機関、保証会社等へ照会
 - ⑯ 信用状況
 - ア 建設業法等法令違反や契約上の基本事項違反の有無
 - イ 賃金不払いの状況
 - ウ 下請代金の支払遅延状況
 - ⑰ 工事成績
 - ア 県工事の過去2年間の成績
 - イ 過去に施工した公共工事の成績
 - ⑱ その他必要な事項

10 落札者の決定

(1) 数値的判断による失格の有無の決定後の落札者の決定

- ① 入札執行者は、7の数値的判断による失格基準適用工事においては、低入札価格入札者の数値的判断による失格基準の該当の有無について、課(所)内資格委員会を開催し、数値的判断による失格基準判定表等(様式第3号)について確認し、失格の有無を決定し、様式第3号3に判定を記載するものとする。ただし、失格基準の該当がない場合は、課(所)内資格委員会委員長の決裁により決定できるものとする。
- ② 数値的判断による失格の有無が決定した場合は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、数値的判断による失格基準に該当する者以外で最低の価格をもって入札した者(総合評価落札方式の場合は評価値が最も高い者。以下「数値的判断失格者を除く最低価格入札者(最高評価値者)」という。)を落札者とする。ただし、この数値的判断失格者を除く最低価格入札者(最高評価値者)が低入札価格入札者であった場合には、8及び9の調査を実施した後に落札者を決定するものとする。
- ③ 入札執行者は、数値的判断失格者を除く最低価格入札者(最高評価値者)を落札者とした場合で、落札者が低入札調査基準価格を下回っておらず、かつ、落札者より高順位の数値的判断による失格者が存在する場合には、高順位者には落札者とし、低順位者には落札者不適格通知書(様式第7号)により、落札者には財務規則に規定する落札者決定通知書(以下「落札者決定通知書」という。)に加え、様式第8号によりその旨を、また、その他の入札参加者全員には様式第9号により落札者を通知するものとする。

(2) 調査による失格の有無の決定後の落札者の決定

- ① 入札執行者は、8及び9の調査を実施した場合は、調査の結果を受け、課(所)内資格委員会を開催し、11の調査による失格基準の該当の有無について審議し、調査対象者を落札者とするか否かを決定する。なお、部内資格委員会が参加資格の有無を決定した建設工事及び課(所)内資格委員会委員長が部内資格委員会に協議する必要があると認める建設工事の落札者の決定においては、課(所)内資格委員会は、事前に部内資格委員会に協議する。
- ② 入札執行者は、課(所)内資格委員会が調査対象者を落札者とすることを決定した場合には、その者を落札者とし、様式第6号3に判定を記載するとともに、落札者には落札者決定通知書に加え、様式第10号により調査結果を、また、その他の入札参加者全員には様式第9号により落札者を通知するものとする。

- ③ 入札執行者は、課（所）内資格委員会が調査対象者を落札者とし、ないことを決定した場合には、様式第 6 号 3 に判定を記載するとともに、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち数値的判断失格者を除く最低価格入札者（最高評価値者）（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

なお、次順位者が低入札価格入札者であった場合には、8 及び 9 の調査を実施し、同様の手続によるものとする。

入札執行者は、次順位者を落札者とした場合には、高順位の調査対象者には落札者とし、ない旨を落札者不適格通知書（様式第 11 号）により、落札者となった次順位者には「落札決定通知書」に加え、様式第 8 号（次順位者が低入札価格入札者であった場合は、様式第 10 号）によりその旨を、また、他の入札参加者全員には様式第 9 号により落札者を通知するものとする。

- (3) 前 2 項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札を執行する場合は、様式第 9 号による通知は、電子入札システムによる通知をもって代えることができる。

1.1 調査による失格基準

以下の場合、課（所）内資格委員会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者を失格とする。

なお、失格判定基準については、次の項目とし、低入札価格調査等対応マニュアル別紙 2 の低入札価格調査による失格判定基準のとおりとする。

- (1) 調査書類の全部又は一部の提出がない場合
- (2) 調査に協力しない場合
- (3) 設計仕様等に適合しない場合
- (4) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合
- (5) 必要費用計上後の積算内訳書が数値的判断による費用毎の失格基準に該当する場合
- (6) 建設副産物の処理が適正でない場合
- (7) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
- (8) 上記のほか、適正な工事履行がなされないと認められる場合
 - ① 過去 2 年間の県工事で低入札価格調査工事の受注があり、当該工事成績が 70 点未満の場合
 - ② 過去 1 年以内に賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合
 - ③ 過去 1 年以内に中央建設工事紛争審査会及び都道府県建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断（和解的仲裁判断は除く。）が出された場合
 - ④ その他適正な工事の履行が行われない恐れがあると認められる場合

1.2 苦情処理

- (1) 10 (1) ③又は 10 (2) ③に規定する落札者不適格通知書を受け取った者は、事実を知り得た日から 5 日（休日を含まない。）以内に書面により、不適格とされた理由の説明を求めることができるものとする。
- (2) 入札執行者は、前項により説明を求められたときは、課（所）内資格委員会において理由説明について審議し、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に落札者不適格理由説明書（様式第 12 号）により回答するものとする。なお、部内資格委員会が参加資格の有無を決定した建設工事及び課（所）内資格委員会委員長が部内資格委員会に協議する必要があると認める建設工事においては、課（所）内資格委員会は、事前に部内資格委員会に協議する。

- (3) 前項の理由説明に不服がある者は、一般競争入札については事実を知り又は合理的に知り得たときから10日以内に佐賀県政府調達苦情検討委員会に、条件付一般競争入札については書面による通知をした日から7日（休日を含まない。）以内に佐賀県建設工事入札審査会に、書面により、苦情申立を行うことができる。

1.3 低入札価格調査等に係る情報の公表

入札執行者は、低入札価格調査に係る情報（工事件名、落札業者、予定価格、落札価格等）については、低入札価格調査制度による調査等対象工事（様式第13号）により、数値的判断による失格の場合については、数値的判断による失格基準での失格判定内容（様式第14号）により、低入札価格調査結果については、低入札価格調査の実施概要（様式第15号）により、低入札価格調査等対応マニュアル6(3)の記載の方法に従い、建設・技術課に報告する。建設・技術課はこの内容を佐賀県庁ホームページで公表するものとする。

1.4 監督・検査の強化

低入札調査基準価格を下回る入札を行った者が落札者となった場合には、その適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 土木工事

① 労務管理の強化

発注機関の長は、安全衛生管理体制（災害防止協議会）の再確認を行う。

② 下請契約の確認

監督員は、すべての下請負契約書等の写しの提出を求め、元下関係における検査の内容、書面による引渡し、契約内容・金額・支払時期、支払内容の確認を行う。

③ 中間点検

発注機関の長は、当初契約及び変更契約時に行う確認に加え、施工体制、提出書類の確認を工期の中間に1回行う。

④ 施工体制の点検強化

発注機関の長は、施工体制の抜き打ち点検を1回以上行う。

⑤ 工事検査

検査監又は副検査監が工事検査を行う。

(2) 建築工事

① 労務管理の強化

検査員は、安全衛生管理体制（災害防止協議会）の再確認を行う。

② 下請契約の確認

監督員は、すべての下請負契約書等の写しの提出を求め、元下関係における検査の内容、書面による引渡し、契約内容・金額・支払時期、支払内容の確認を行う。

③ 中間技術検査

検査員は、工事の規模、内容により、必要に応じて実施する。

④ 施工体制の点検強化

監督員は、施工体制の点検を隔週ごとに行う。

⑤ 工事検査

検査監又は副検査監が工事検査を行う。

1.5 工事完了後の実績等確認

(1) 低入札価格調査時の積算と工事完了後の実績等対比

発注機関の長は、工事完了後速やかに、請負業者から工事完了後の実態について、低入

札価格調査制度調査様式作成要領に定める工事完了実績書（様式 20－1）、実績書に対する明細書（様式 20－2）を提出させ、低入札価格調査時の積算内訳書と実態との対比、さらに県積算とを対比するものとし、請負業者から事情聴取を行うものとする。

(2) 下請業者への適正な支払確認等の実施

発注機関の長は、工事完了後速やかに、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、請負業者から低入札価格調査制度調査様式作成要領に定める下請代金支払状況等調査書（様式 21）を提出させ、請負業者から事情聴取を行うとともに、必要な場合は下請負者からも事情聴取を行うものとする。

(3) 指導、厳重注意等

発注機関の長は、上記(1)、(2)の事情聴取により、必要と考えられる者に対しては指導を行う。また、その指導の結果によっては、次の措置を行うとともに、その内容を建設・技術課に報告する。

ア 口頭による厳重注意

イ 文書による厳重注意

ウ 悪質な場合は、その内容の公表

1.6 入札参加制限

低入札価格入札者が落札者となった場合において、当該工事に係る工事成績が 70 点未満であった場合は、当該工事成績評定日の翌日から 1 ヶ月以内に公告される県発注工事への入札参加を認めない。

1.7 指名停止

8 の調査書類のうち調査様式について調査対象者が提出が必要な調査様式に対し提出された記入済みの調査様式が 8 割未満であった場合、9 の調査の事情聴取に応じない場合又は 1.5 (3) の措置のうち悪質な下請代金の不払いと認められた場合は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領別表第 2 に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずる。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 8 年度に締結する契約で所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 109 号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）により改正後の消費税及び地方消費税が適用される契約については、この通知のあった日から適用する。

附 則

この要領は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成２１年４月１日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成２５年１１月１日から施行し、同日以後に公告を行うものから適用する。
(経過措置)

- 2 平成２５年１１月１日以後に公告を行うもので、予定契約期間の末日を平成２６年３月３１日以前とするものにあつては、この要領の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成２６年７月１日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成２９年７月１０日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成３１年４月１日から施行し、同日以後に契約を行うものから適用する。
(経過措置)

- 2 平成３１年４月１日以後に契約を行うもので、予定契約期間の末日を令和元年９月３０日以前とするものの消費税の取扱いについては、この要領の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年７月１日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

別紙 1

公告例（該当部分のみ抜粋）

○ その他

（○）入札保証金及び契約保証金

○ 契約保証金

納付すること。ただし、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上（佐賀県財務規則第 106 条第 2 項に規定する額（以下「低入札価格」という。）を下回る価格で契約を締結したときは、10 分の 3 以上）とする。

（○）落札者の決定方法等

○ 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者のなかで、最低の価格をもって入札を行った者（総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者）を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により最低の価格をもって入札を行った者（総合評価落札方式の場合は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により評価値が最も高い者）以外の者を落札者とすることがある。

○ 低入札価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する調査を行い、落札者を決定する。

○ 低入札価格を下回る価格で契約が行われた場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する監督・検査の強化及び工事完了後の実績確認等を実施する。

（○） その他

○ 前金払 有（各年度の出来高予定額の 40 % 以内（低入札価格を下回る金額で契約を締結した場合は 20 % 以内））

○ 中間前金払 有（各年度の出来高予定額の 20 % 以内）

○ 部分払 有

入札参加資格確認通知書（該当部分のみ抜粋）

○ 契約保証金 納付（請負代金額の 10 分の 1 以上（佐賀県財務規則第 106 条第 2 項各号に規定する額（以下「低入札価格」という。）を下回る価格で契約を締結したときは、10 分の 3 以上））

○ 前金払 有（各年度の出来高予定額の 40 % 以内（低入札価格を下回る金額で契約を締結した場合は 20 % 以内））

○ 中間前金払 有（各年度の出来高予定額の 20 % 以内）

○ 部分払 有

○ 低入札価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する調査を行い、落札者を決定する。

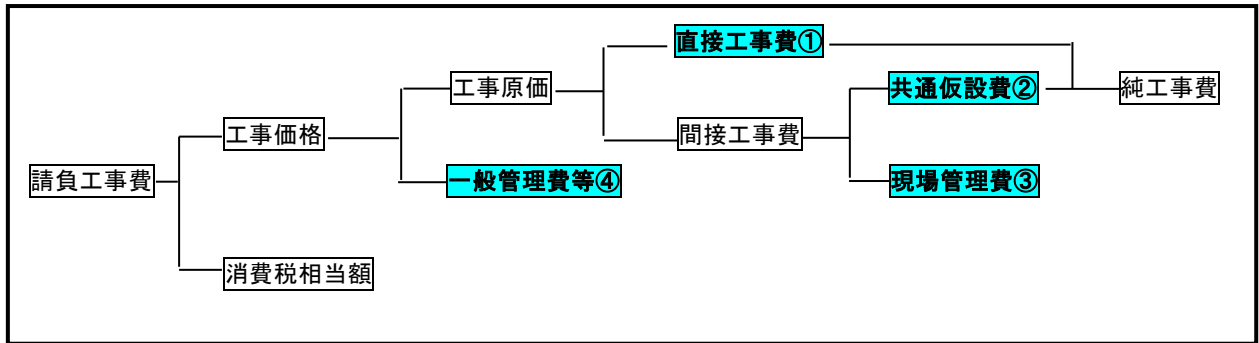
○ 低入札価格を下回る価格で契約が行われた場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する監督・検査の強化及び工事完了後の実績確認等を実施する。

別紙 2

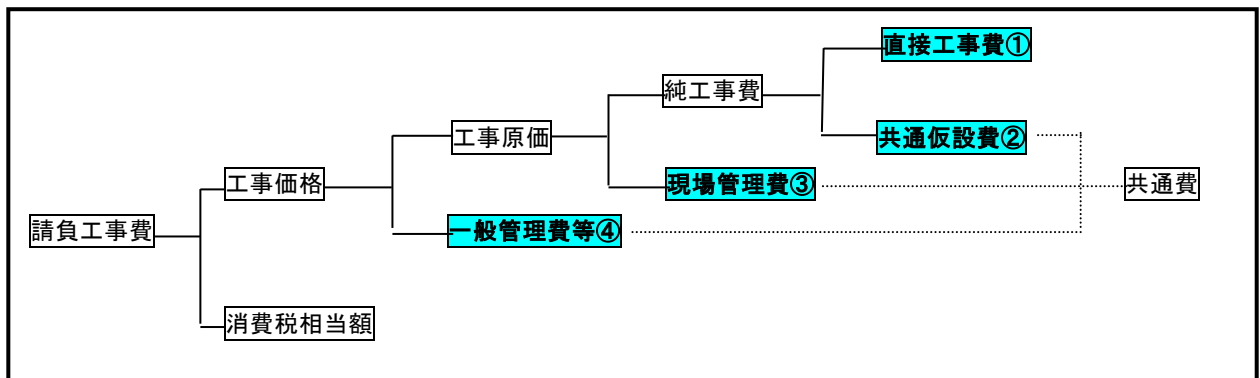
数値的判断による失格基準〈諸経費率の失格基準〉の適用区分

要領 7（1）により定める基準の適用区分は、工事費の構成に従い、網掛け箇所（○数字箇所）を対象とするものとする。

1 一般土木工事

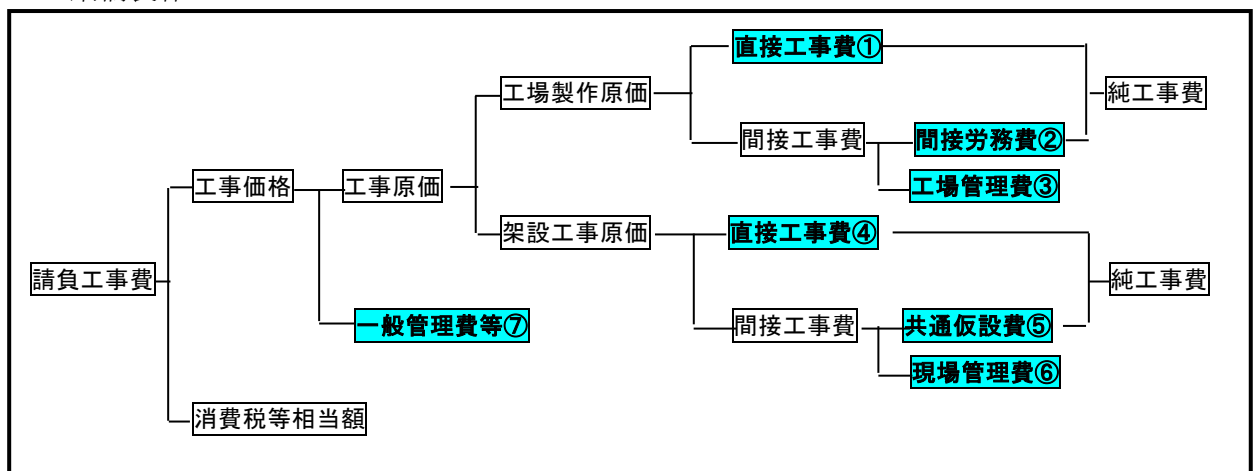


2 建築系工事



3 上記 1、2 の請負工事費構成とならない工事（製作費が含まれる工事等）

ア 鋼橋製作工

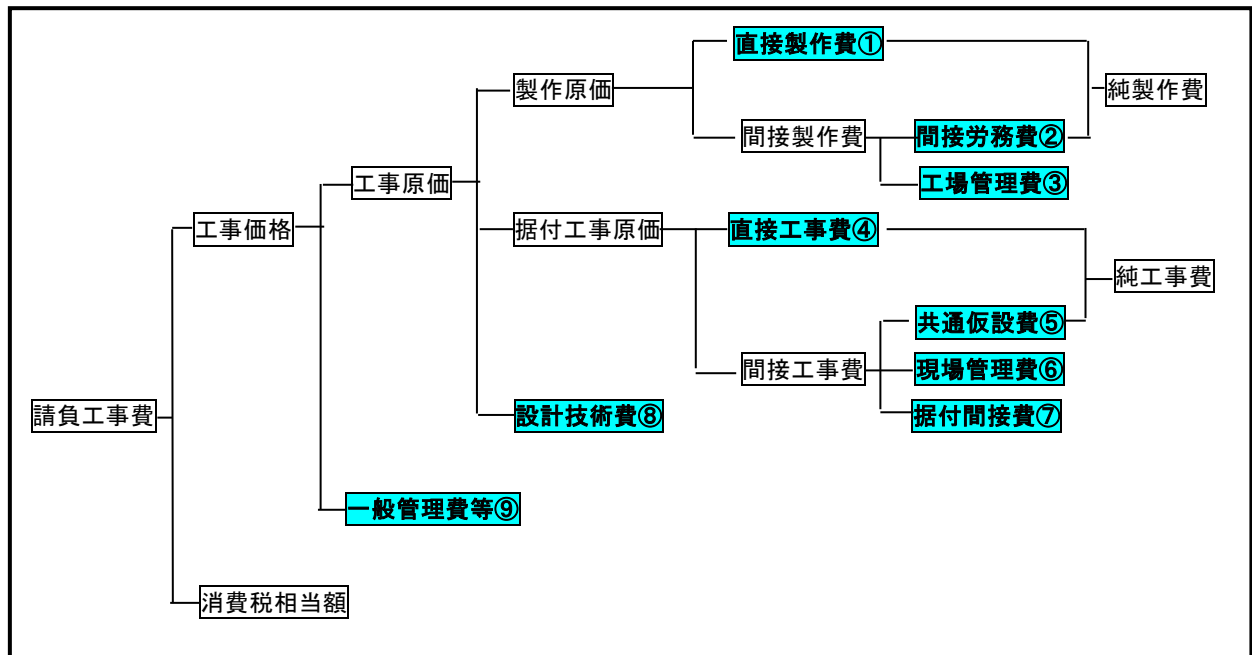


※ 直接工事費については、①＋④により判定すること。

※ 共通仮設費については、②＋⑤により判定すること。

※ 現場管理費については、③＋⑥により判定すること。

イ 水門等工事（土木機械設備製作据付工事）

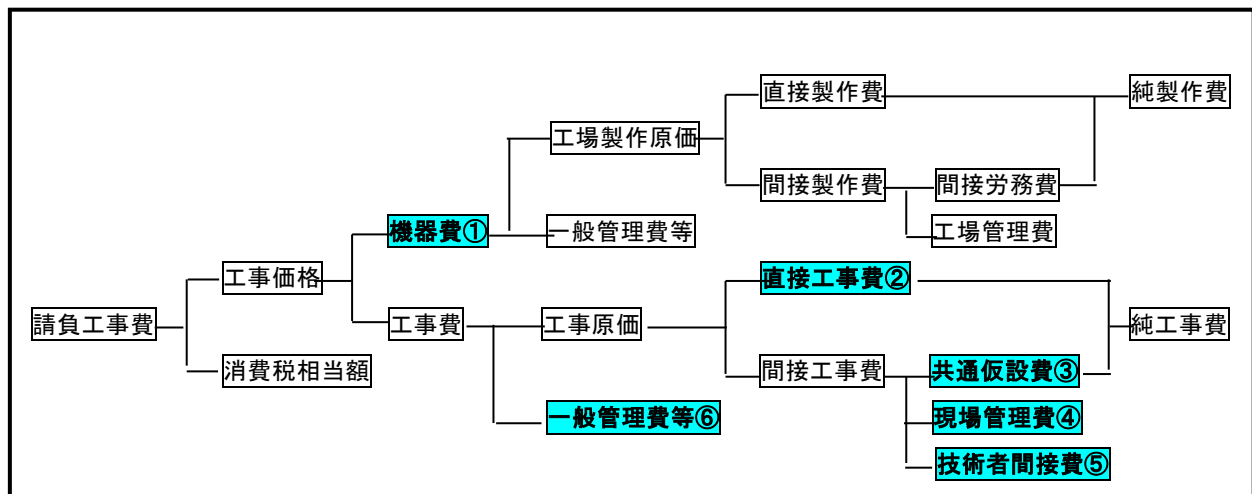


※ 直接工事費については、①＋④により判定すること。

※ 共通仮設費については、②＋⑤により判定すること。

※ 現場管理費については、③＋⑥＋⑦＋⑧により判定すること。

ウ 電気設備工事等で機器製作が含まれる工事



※ 直接工事費については、①＋②により判定すること。

※ 共通仮設費については、③により判定すること。

※ 現場管理費については、④＋⑤により判定すること。